

琴浦町観光協会ホームページ・観光パンフレット作成業務仕様書

1 業務名

琴浦町観光協会ホームページ・観光パンフレット作成業務

2 業務目的

本業務は令和8年4月に完成予定である日韓友好資料館のサイクルステーション拠点整備事業を踏まえ、本町の観光情報インフラである観光協会ホームページについて、「旅マエ」「旅ナカ」のニーズに対応した機能の充実やマルチデバイス対応、及びコンテンツの整理・充実等、時代に即したホームページを新たに作成するものである。なお、作成にあたっては、閲覧者にとって最新の観光情報が調べやすく、使いやすいことに加え、更新を行う職員にとっても容易に運用ができるよう、コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）を導入すること。また、インバウンドを見据えて多言語での情報発信を行えるようにしていく。

併せて、現行の観光パンフレットは発行から5年が経過し、観光情報や構成が実情に合わなくなってきたため、本町の魅力や最新観光情報をわかりやすく紹介したうえで、観光客を効果的に誘客し、観光周遊の促進及び消費喚起を図ることを目指し全面刷新する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月10日（火）まで

4 業務内容

主な業務項目は以下のとおりとする。

【ホームページ】

(1) CMSの構築

- ① WEBに関する知識を持たない者であっても、必要なデータを入力することにより、簡易に情報を登録・更新できるシステムを導入すること。
- ② 新規ページの追加が容易にできるように統一デザインのテンプレート等を用意すること。
- ③ CMSの利用マニュアルを納品すること。

(2) サイトデザインの作成

- ① ユーザーが欲しい情報をスムーズに探し出せるよう、視覚的にわかりやすく使いやすいデザインにすること。
- ② パソコン、スマートフォン、タブレット等、使用するデバイスに関わらず、それぞれで最適で使いやすい表示がなされる設計とすること。
- ③ アクセシビリティに配慮すること。
- ④ 基本言語は日本語とし、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）に自動翻訳できること。
- ⑤ コンテンツ等の作成のため新規撮影を行う場合の費用は、予算額に含めること。

(3) コンテンツの内容

- ① 現サイトに掲載している既存コンテンツは、今回のリニューアルに際して内容の精査と整理を行う。提案には、本業務の目的に沿った既存コンテンツのリニューアル案や新規コンテンツの企画を含めること。
- ② アクセス解析ができるようにすること。
- ③ その他、当ホームページに取り入れるべき内容については積極的な提案をすること
- ④ 必須ページ
 - ・観光地紹介
 - ・動画紹介
 - ・ジャンル別ランキング又はテーマ別モデルコース
 - ・食に関するもの
 - ・宿泊に関するもの
 - ・町内の交通に関するもの（JR在来線、バス、タクシー、レンタサイクル等）
 - ・新設するサイクルステーションに関するもの
 - ・特産品紹介（ふるさと納税・ECサイトへの誘導）
 - ・体験やツアー、周遊モデルコース
 - ・新着情報
 - ・デジタルパンフレット閲覧、ダウンロードページ
 - ・SNSとの連動
 - ・資料請求、問い合わせ
 - ・紹介する店舗等のリンク集

※ただし、内容は協議し定めるものとする。

(4) セキュリティについて

- ① 個人情報を扱うコンテンツについては、個人情報の漏洩、改ざんなどの防止について明確な対策を実施すること。
- ② ウィルス等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ CMSは定期的にセキュリティアップデートを事業者側で行う。

(5) その他

- ① ドメインは現在のものを引き継ぐこと。（<https://www.kotoura-kankou.com>）
- ② 現在の琴浦町観光協会ホームページに掲載されている観光施設情報や写真等は可能な限り提供するが、受託者はこれら素材の内容を精査し、必要に応じてより訴求力のあるものを用意すること。その場合の費用は費用内に含めるものとする。
- ③ この仕様書に定めのない事項、疑義の生じた事項については、協議して定めるものとする。

【パンフレット】

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

- ① 全体構成の検討から企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集など観光パンフレット作成に必要な一切の作業。
- ② 各施設や関係団体への取材・撮影の協力依頼及び掲載内容の確認については、受託者が行うこと。なお、時期等の関係で入手困難な資料等については、協議の上、委託者が所有している資料等を可能な範囲で貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については委託者の指示に従うこと。(ホームページ作成についての取材と兼ねることも可能)。
- ③ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ④ 英語版、韓国語版、中国語（簡体字・繁体字）版を作成すること。また、翻訳した原稿については、ネイティブチェックを行うこと。
- ⑤ 委託者の指示に基づき、原則として3回以上の校正作業を実施すること。

(2) 印刷・製本

下記を基本とするが、①～④については自由に提案できるものとする。

- ① 規 格：A5判、冊子形式（綴じ方・折り方等は問わない。）
- ② 色 数：全頁フルカラー印刷（4色以上刷り）
- ③ 頁 数：8頁以上（表紙含む）
- ④ 紙 質：コート紙もしくはマットコート紙
- ⑤ 言 語：日本語及び英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）
- ⑥ 印刷部数：9,000部（日本語版は5,000部、英語・韓国語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）は各1,000部）

(3) 業務要件

- ① 主なターゲット層は大都市圏の20代～30代の女性とするが、幅広い層にも配慮した作りとすること。
- ② 本町への来訪意欲を高め、訪問者自らがSNS等で積極的に発信したいと感じるような内容とすること。
- ③ 思わず手に取ってみたくなるような視覚的な魅力と価値を感じさせるものとなるように、写真、イラスト及びキャッチコピー等を効果的に配置した、わかりやすくデザイン性の高い内容とすること。
- ④ 見やすく工夫された地図や観光スポットや公共施設等の位置関係を明示したうえで、町内での周遊性を高め、滞在時間や町への経済波及効果向上が期待できるものとすること。
- ⑤ QRコード等を活用した本町及び琴浦町観光協会ホームページとの連携により、紙面では紹介しきれない情報を伝える工夫をすること。

(4) 追加提案

本業務の仕様は、最低限必要と考えているものである。提案者は契約金額の範囲内で、別途特集の印刷物、ホームページやパンフレットのリンクを印字したカード・シール等、本町への観光客増につながると思われる提案があれば、積極的に提案すること。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

【ホームページ】

- ① ホームページのデータ、コンテンツ、ライセンス一式
- ② 操作マニュアル一式

【パンフレット】

- ① 印刷物 日本語観光パンフレット：5, 000部
英語・韓国語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）観光パンフレット：各1, 000部
- ② データ 上記①の電子データ（web掲載用PDFデータ及び再編集可能なデータ）
中間生成物データ（写真、イラスト、テキスト及び図表等）

7 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本町の承諾を得るものとする。

8 報告及び検査

町は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

9 法令遵守及び個人情報の管理

- (1) 地方自治法、同法施行令等の関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、琴浦町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。本業務終了後または解約後も同様とする。なお、あらかじめ事前に承認を得た再委託事業者も同様とする。

10 著作権

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利については、本町及び琴浦町観光協会に属すものとし、二次利用できること。

11 損害賠償

本業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を

負うこと。ただし、その損害のうち、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

12 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とともに受託選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は町の意見や要望を取り入れながら協議を行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (3) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (4) 本業務は国庫補助金対象事業であり、会計検査を受ける可能性があるため、その場合には担当課の指示に従うとともに、5年間は書類等を適切に保存すること。